

年会費のご案内

(税込)

本人会員	1, 375円
家族会員	1名様につき440円

※本カードの年会費は上記の通りです。個人会員規約・規定集の「割賦販売法第 30 条に定める情報提供書面」掲載の年会費は適用されません。

2025 年 12 月 9 日改定

ユニモールカード会員特約

第 1 条(本特約)

1. 本特約は、第 2 条第 1 項に定めるクレジットカード(以下「本カード」といいます。)の会員に対し、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)または三菱UFJニコスが指定するカード会社(以下、三菱UFJニコスおよび三菱UFJニコスが指定するカード会社のいずれかを称して「カード会社」といいます。)の個人会員規約(以下「会員規約」といいます。)の特約として定めるものであり、本特約と会員規約とが抵触する場合、本特約が優先し適用されるものとします。
2. 本特約で使用する用語の定義は、本特約で特に定義する場合を除き、会員規約の定義によるものとします。

第 2 条(本カードの名称と入会方法)

1. 本カードは、三菱UFJニコスと株式会社ユニモール(以下「ユニモール」といいます。)との提携にもとづき、カード会社が発行する次のクレジットカードをいいます。
●ユニモールカード
2. 入会申込者は、本特約および会員規約(以下これらを総称し「本規約等」といいます。)を承認のうえ、カード会社およびユニモール(以下「両者」といいます。)に入会を申込みものとします。
3. 両者が本カードの本人会員または家族会員として入会を承認した方を会員といい、会員は、カード会社の会員資格(以下「カード会社会員資格」といいます。)とユニモールの会員資格(以下「ユニモール会員資格」といいます。)とを有するものとします。

第 3 条(会員資格取消等)

1. 会員にユニモールの提供する特典・サービスを受けるにあたり不正な行為があった等ユニモール会員資格を有するに不相当であると認められた場合、ユニモールは、何らの通知、催告を要しないで当該会員のユニモール会員資格を取消することができるものとします。これにより本人会員がユニモール会員資格を喪失した場合、その家族会員も当然にユニモール会員資格を喪失するものとします。
2. 会員がユニモール会員資格を喪失した場合、カード会社は、当該会員のカード会社会員資格を取消することができるものとします。
3. 会員がカード会社会員資格を喪失した場合、ユニモール会員資格も当然に喪失するものとします。

4. 会員がカード会社会員資格を喪失した場合、ユニモールまたはカード会社の指示に従って、ただちに本カードをカード会社に返却し、または本カードに切り込みを入れて破棄するものとします。

第4条(特典およびサービスの利用)

1. 会員は、カード会社が提供する特典およびサービスを受ける場合、カード会社所定の方法でその提供を受けるものとします。
2. 会員は、ユニモールが提供する特典およびサービスを受ける場合、ユニモール所定の方法でその提供を受けるものとします。

第5条(適用除外)

会員規約中の次の規定は適用されないものとします。

- ・Visa ブランド以外の国際ブランドに関する規定

2025年12月9日改定

ユニモールカード「個人情報の取扱いに関する特約」

第1条(本特約の適用)

本特約は、個人会員規約上の「個人情報の取扱いに関する同意条項」の特約として定めるものであり、本特約と「個人情報の取扱いに関する同意条項」が抵触する場合は、本特約が優先し、適用されるものとします。なお、本特約で使用する用語の定義は、本特約またはユニモールカード会員特約で特に定義する場合を除き「個人情報の取扱いに関する同意条項」上の定義によるものとします。

第2条(個人情報の取得・保有・利用・提供)

本カードの本人会員入会申込者、本人会員、家族会員入会申込者および家族会員(以下「会員等」といいます。)は、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)または三菱UFJニコスが指定するカード会社(以下、三菱UFJニコスおよび三菱UFJニコスが指定するカード会社のいずれかを称して「カード会社」といいます。)が取得した以下各号の情報(以下「個人情報」といいます。)を保護措置を講じたうえで下記の提携先(以下「提携先」といいます。)に提供し、提携先が下記の目的のために利用することに同意するものとします。

- ①入会申込時や入会後に会員等が所定の申込書等に記載した、またはカード会社に提出した書面等に記載された、あるいは申告いただいた氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況等、運転免許証等の記号番号等、本人に関する情報(これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ。)
- ②入会申込日、契約日、振替口座、利用可能枠、与信判断結果(ただし、与信判断の理由は除きます。)等、本契約の内容に関する情報。
- ③本契約にもとづく支払開始後の利用残高、利用明細、月々の支払状況、お電話等でのお問合せ等によりカード会社が知り得た情報。

提携先名称: 株式会社ユニモール

住 所: 〒450-0002 名古屋市中村区名駅 4-5-26

電 話 番 号: 052-586-2511(代)

利 用 目 的: ①株式会社ユニモールの事業における市場調査、商品開発。

②株式会社ユニモールの事業における宣伝物・印刷物の送付等、営業案内。

第 3 条(利用中止の申出)

会員等が、前条の利用目的②に定める宣伝物・印刷物の送付等、営業案内について、カード会社または提携先に中止を申出た場合、カード会社および提携先は、利用中止の措置をとります。ただし、措置を講じるために合理的に相当な期間が必要となる場合があります。中止の申出については、カード会社もしくは提携先にご連絡ください。

第 4 条(個人情報の開示・訂正・削除)

1. 会員等は提携先に対し、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。提携先に開示を求める場合には、提携先にご連絡ください。
2. 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、提携先は、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、すみやかに訂正または削除に応じます。